

## 勤務年数等の積算方法等について

全国保育士会感謝状贈呈規程第4条第2項で規定する勤務年数は、以下によって積算してください。

- ※ 以下（ア）～（オ）に該当する場合は、その期間中、会員であった場合は積算できます。
- ※ なお、会員・非会員の判断は各都道府県・指定都市組織の規定によるものとします。

（ア） ①認可保育所②へき地保育所③認可保育所および市町村が運営している子育て支援センター④認定こども園（幼保連携型、保育所型に限る）⑤小規模保育事業⑥平成27年3月31日現在においてすでに全国保育士会の会員が所属する上記以外の施設であり、施設または事業類型を変更しない施設および保育関係の行政機関における勤務期間

- 【例】 児童養護施設に保育士として勤務していたが、会員であった → ○  
市役所の保育課に在籍していたが会員ではなかった → ×

（イ） 育児休業期間、および産前・産後休暇期間

- 【例】 育児休業を取得したが、その間も会員であった → ○  
産前・産後休暇を取得したがその間は休会していた → ×

（ウ） 常勤以外（臨時・嘱託・代替保育士等）の勤務期間

- 【例】 臨時職員であったが、会員となっていた → ○  
嘱託職員であったが、会員ではなかった → ×

（エ） 保育士や給食担当以外の職種での勤務期間

- 【例】 事務職員であったが、会員となっていた → ○

（オ） 複数都道府県における保育所（園）等の勤務期間

- 【例】 A県の保育所の勤務期間（15年）、B県C市の子育て支援センター勤務（7年）を通して会員であった → 22年で積算